

令和3年2月4日

## まちづくり委員会追加資料

所管事務報告

景観形成の推進に向けた事前協議手続の制定及び景観アドバイザー制度の創設（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

〈追加資料〉

**資料1** 「市長が認めるもの」を規定している例規について

まちづくり局

## 「市長が認めるもの」を規定している例規について

## 1 例規数（令和3年1月末時点）

項単位で『市長』かつ『認める』を含む例規の数

例規区分	条例	規則	各種委員会規則	告示	訓令	その他
件数	168	186	3	2	11	32
うち景観関係例規	1	2	—	—	—	—

※「市長が（は）～と（として）認めるもの（者、場合）」を想定して検索し、検索結果には、「市長が～と認めるもの」「市長は～と認める場合」「市長が認めるもの」等の条文が当てはまった。

## 2 参考例

## (1) 手続等の対象として「市長が認めるもの」を規定している例

川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例

第12条 市長は、事業実施者と近隣関係住民等（以下「紛争当事者」という。）の間で紛争が生じた場合において、紛争の解決に至らず、双方から紛争の調整の申出があったときは、あっせんを行う。

(略)

4 市長は、あっせんのため必要があると認めるときは、紛争当事者に対し、意見を聴くため出席を求め、及び必要な資料の提出を求めることができる。

## (2) 手続等の対象の適用除外として「市長が認めるもの」を規定している例

川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例

第14条 対象事業者は、標識を設置した日（以下「標識設置日」という。）以後、速やかに、(略)、隣接住民に説明しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合については、この限りでない。

手続等の対象に関して「市長が認めるもの」を規定している条文は、(1)又は(2)のようなパターンがある。なお、現行の都市景観条例については、第19条第4号において(1)と同様の規定、第13条第1項において(2)と同様の規定が設けられている。

(参考) 川崎市都市景観条例

第13条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、建築物の建築等又は工作物の建設等のうち次の各号のいずれにも該当しない行為及び同条第1項第3号に掲げる行為とする。ただし、市長が都市景観の形成に大きな影響を与えると認める行為については、この限りでない。